

○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例〔障がい福祉課・こども支援課・保育幼稚園課・こども家庭福祉課〕

平成24年12月26日

条例第105号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(令3条例54・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(令3条例54・全改)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第2条	都道府県知事	市長
省令第3条第1項	都道府県知事 その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）	市長 熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条に規定する熊本市社会福祉審議会
省令第3条第2項	都道府県	市

省令第32条第2号	又は 1.65平方メートル	1人につき4.95平方メートル以上、 3.3平方メートル
省令第32条第3号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、
省令第32条第5号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの(公園等を除く。)に限る
省令第32条の2第5号	提供するよう努める	提供する
省令第38条第2項第6号	児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)	市長
省令第62条第1号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるものに限る

(令3条例54・全改)

(暴力団員等の排除)

第4条 児童福祉施設の設置者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であつてはならない。

(令3条例54・旧第21条繰上)

(業務の質の評価等)

第5条 福祉型障害児入所施設は、その行う法第42条第1号に規定する支援に係る業務の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。

2 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

(令3条例54・旧第76条繰上)

(身体拘束等の禁止)

第6条 福祉型障害児入所施設は、その支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行つてはならない。

2 福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、

その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 福祉型障害児入所施設は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

(令3条例54・旧第77条繰上)

(準用)

第7条 前2条の規定は、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターについて準用する。

(令3条例54・旧第83条繰上・全改、令6条例20・一部改正)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に存する保育所については、当分の間、第3条第2項の規定(省令第32条第5号の規定の読替えに係る部分に限る。)は、適用しない。

(令3条例54・全改)

第3条 この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターについては、当分の間、第3条第2項の規定(省令第62条第1号の規定の読替えに係る部分に限る。)は、適用しない。

(令3条例54・全改)

附 則(平成26年6月24日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月12日条例第51号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年10月7日条例第62号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年7月3日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第44号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第50号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第7号イの表の改正規定並びに第2条中熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第7号イの表及び第44条第7号イの表の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日条例第85号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、本則中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第58号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月18日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

- 2 熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成30年条例第60号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年3月24日条例第54号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第20号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。